

日 薬 業 発 第 279 号
令 和 8 年 9 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 豊 見 敦

令和8年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について（お願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度医薬品販売制度実態把握調査（調査期間は令和7年12月～令和8年1月）の結果が公表されたことについては、令和8年8月18日付け日薬業発第222号にてお知らせしたところですが、本年度も会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認する目的で、貴会傘下の会員の従事する薬局・店舗において自己点検を実施していただくことに致しました。

本年度の自己点検は、前述の調査において、「文書を用いた情報提供」「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」の遵守状況が十分ではないことを受け、昨年度に引き続き点検項目としました。また、今般の法改正において、本年5月から施行された指定濫用防止医薬品が定められたことを受け、適切な販売対応を実施できるよう必要な事項を確認するため、当該医薬品に関する項目を整理・追加いたしました。

点検表の全ての項目で法令に則った対応を確実に実施するために、薬局・店舗においては、全項目について点検し、不十分な項目があれば改善を行った後に、適切に実施できる状態であることを各都道府県薬剤師会にご報告いただく手順としております。

つきましては、会務ご多忙の折恐縮に存じますが、会員の従事する薬局・店舗に対して、自己点検表(下記1)を配付いただき、その点検結果を貴会において集計の上、集計報告書(下記2)にご記入いただき、令和8年11月13日（金）までにご報告いただきたく存じます。

なお、ご報告いただいた結果については、本会にて取りまとめ、都道府県毎の実施結果をフィードバックさせていただく予定です。

法令遵守は医薬品の適正使用に不可欠であり、全ての薬局・店舗において的確な法令遵守ができていなければなりません。本自己点検は、薬局・店舗での販売体制を法令遵守の観点から改めて確認するものです。適正な販売対応や本自己点検の実施にあたっては、本会で作成した薬機法改正及び指定濫用防止医薬品等の適正販売に対応した手順書・手引き（参考）をご活用ください。薬局・店舗では日々業務多忙と存じますが、日頃の法令遵守に向けた取組の一環として、確実に取り組まれるよう、貴会のご協力を宜しくお願い致します。

記

1. 令和8年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検のお願い（自己点検表）

2. 令和8年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検（集計報告書） ← 略

<参考>

○調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等のための業務に関する指針・業務手順書モデル

○要指導・一般用医薬品等販売の総合手引き

日薬会員向けHP>OTC 医薬品販売関連

<https://www.nichiyaku.or.jp/member/iyaku>

以上

令和8年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検のお願い

国民が安全・安心にセルフケア・セルフメディケーションを行えるよう、各薬局・店舗において、法令で規定されている医薬品販売ルールの遵守状況を自ら再点検し、医薬品の適正な販売体制が確保されていることを確認してください。

1. 本自己点検表を用いて、自薬局・店舗の医薬品販売ルールの遵守状況を確認するため、全項目について「①不十分な点があったが改善し対応した」又は「②できている」のどちらかにチェック(☑)を記入してください。
2. 該当する医薬品を備蓄していない場合であっても、遵守すべき体制を理解の上、いずれかにチェックを記入します。
3. 点検時に販売ルールの遵守が不十分(又は改善が必要)な項目があった場合には、当該項目について適正に実施する状態となるよう改善・対策を講じた上で、「①不十分な点があったが改善し対応した」にチェックを記入してください。
4. 全項目(1～18)の点検・改善が完了したら、最後に「該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した」にチェックを記入し、本点検表をご所属の都道府県薬剤師会へ報告してください。

「○」は必須、「△」は法令上の努力義務、「－」は法令上では対象外の事項(「△」「－」ともに主体的に取り組むことが望ましい事項)

No	要指導	第1類	第2類	第3類	点検内容	①「不十分な点があったが改善し対応した」 ②「できている」全項目どちらかにチェック	確認欄 ① ②
1	○	○	△	△	△	医薬品の販売記録を作成し、2年間以上保存している	□□
2	○	○	△	△	－	・情報提供及び指導※を行った後、購入者の理解度に配慮しながら、その内容を理解したこと及び他に質問がないことを、購入者にはっきり伝わる方法で確認している ・一般用検査薬の場合は、使用方法に加え、当該検査薬による判定結果の意味、一般用検査薬の限界、判定結果に応じた受診等の適切な行動について説明の上、理解したことを確認している	□□
3	○	○	△	△	－	適正な医薬品の選択及び安全な使用を確保するため、使用者の状況(症状、医療機関の受診状況、併用薬、副作用・アレルギー歴等)を確認している	□□
4	○	○	－	－	－	来局者・購入者の手の届かないところに陳列している	□□
5	○	○	－	－	－	必要な書面をあらかじめ備え、薬剤師が書面を用いた情報提供及び指導※を行っている	□□
6	○	－	－	－	－	薬剤師が、購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	□□
7	－	－	○	－	－	購入者に対し、使用禁忌の確認や、購入の際は専門家への相談を促す掲示・表示(購入者から見えやすい場所)を行うなど、適切に伝えるための取組を行っている	□□
8						従事者は名札を着用し、来局者から「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」を容易に確認かつ判別できる	□□
9						薬局・店舗内の見やすい場所に、「薬局・店舗の管理及び運営に関する事項」及び「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」等で規定されている必要な掲示を行っている	□□
10						医薬品をリスク区分別(要指導、第1～3類)に陳列している	□□
11						・リスク区分に基づき、専門家(薬剤師、登録販売者)が販売を行っている ・専門家の関与(相談対応等)がないまま、専門家以外の従業員が医薬品のレジ対応を行っていない	□□
12						購入者から相談があった際は、必要に応じお薬手帳等を活用し、情報提供又は指導※を行っている。	□□

※要指導医薬品のみ適用

指定濫用防止医薬品に係る販売対応

13	薬局・店舗で販売している「指定濫用防止医薬品」に該当する品目を、すべての販売従事者が把握している(空箱やシール、ポスレジのアラート機能、取扱いリストを活用するなど)	□□
14	購入者が18歳未満の場合、大容量製品・複数個の販売は行っていない	□□
15	頻回購入を求める(又は、それが疑われる)来局者には、必要な指導・確認・対応を行っている	□□
16	購入者に対し、以下の事項を確認している ・年齢、18歳未満の場合は氏名 ・他の薬剤又は医薬品の使用の状況 ・当該指定濫用防止医薬品及び他の指定濫用防止医薬品の購入状況 ・大容量製品又は複数個の購入に該当する場合、その理由 等	□□
17	購入者の手の届かないところに陳列している(又はその他法令に従った方法で陳列している)	□□
18	・指定濫用防止医薬品販売等手順書を作成し、それに則った販売を行っている ・薬局の掲示事項に、指定濫用防止医薬品の販売に関する事項を追加している	□□

該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。



薬局・店舗名		管理者名	
TEL・FAX			